

地域芸術・文化活動への助成基準規定

公益財団法人渡辺翁記念文化協会(以下「当財団」という)は宇部市民文化の向上を図るため、地域芸術・文化活動への助成を行うにあたり以下の助成基準を定める。

(対象団体等)

第1条 助成を受けようとする者(助成申請者)は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 宇部市民の文化的向上に資するための宇部市における団体活動で、経済的助成を必要としかつ営利を目的としていないもの。
- (2) 年間を通した活動実績が顕著であると認められる団体であること。又は、宇部市民の文化的向上に特に資すると期待される団体であること

(助成申請)

第2条 助成申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し活動実績を確認できる書類を添付して当財団に提出しなければならない。

(助成金交付の選考及び決定)

第3条 当財団が受理した申請書は、選考委員会にて申請内容を確認し理事会で承認を受けた事業予算の範囲において各助成申請者の事業内容に応じた助成金額を決定し、理事会の承認を経て助成申請者へ通知するものとする。

(助成金の支払い)

第4条 助成金の交付は、当財団が開催する贈呈式において行うものとする。

(事業報告の提出)

第5条 助成金の交付を受けた者は、該当事業が終了したとき又は翌年の4月までに事業報告及び決算書並びに事業内容を確認できる資料を添えて提出しなければならない。

(助成金交付決定の取り消し及び返還)

第6条 助成金の交付を受けた者が、次の各号に該当した場合は、助成金の全部又は一部の交付決定を取り消し、返還をさせることができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を遂行する見込みが無くなった場合
- (3) その他交付の条件に違反した場合

(附則)

この助成基準は、2019年9月4日から施行する。